

指定障害福祉サービス事業所等の設置者 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

**令和 9 年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設
整備交付金（障害児施設等に限る）に関する要望調査について（通知）**

日頃から、本県の障害者福祉施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
標記について、別添写しのとおり市町村に通知しましたので、お知らせします。

令和 9 年度における施設整備計画に関する要望がある場合は、施設等を設置する市町村にお問い合わせのうえ、市町村経由で要望書を提出してください。

なお、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足したことに伴い、障害児施設等に関する施設整備は次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となりましたので、交付額の算定方法等については当該要綱等を確認の上、対応くださるようお願いいたします。

記

1 整備の基本方針

例年、予算を大幅に上回る多数の要望が寄せられていることから、限られた予算を有効に執行するため、圏域におけるサービスの充足度、緊急度、過去の補助実績、国土強靱化対策等を勘案の上、真に必要性、緊急性の高い施設等を優先的に協議対象とします。

なお、国において令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 1 次国土強靱化実施中期計画（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）」が定められ、災害に屈しない強靱な国土づくりの取組が進められていることを踏まえ、国土強靱化に資する整備は標記補助金等の活用を積極的にご検討ください。

なお、補助要望にあたっては、以下の点に十分留意するようお願いいたします。

- | |
|--|
| <p>① 要望する際には、法人及び市町村間で整備の必要性等について十分協議し、<u>真に国県補助金等により整備する必要がある事業を要望すること。</u></p> <p>② 整備計画が障害福祉サービスの具体的需要（利用見込者数の把握等）に基づいたものであり、市町村障害福祉計画との整合性が図られていること。障害児施設等については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び障害児福祉計画との整合性が図られていること。</p> <p>③ <u>災害レッドゾーン内への創設及び定員増を伴う要望は受け付けないものとする。</u>（災害イエローゾーン内への創設等は避けることが望ましい）</p> |
|--|

- ④ 定員増を伴わない既存施設の修繕等については、土砂災害等の危険区域に指定されているなど、防災対策上補強改修等が必要なもの及び老朽化等により使用に堪えなくなり改修が必要なもののみに要望すること。
 - ⑤ 一法人で複数の事業を要望する場合は、法人内で優先順位をつけること。また、市町村においても各事業の優先順位を勘案した上で、要望すること。
 - ⑥ 施設整備にあたっては、建築物関係法令、新潟県福祉のまちづくり条例及び事業者指定基準を満たした計画とすること。

2 スケジュール（予定）

○ 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和9年3月上旬 国への協議対象事業の決定

4月中 協議書提出（事業者→県→国）

7月上旬 内示（内示後事業着手、年度内完了）

○ 次世代育成支援対策施設整備交付金

令和9年1月中 国への協議対象事業の決定

2月中※ 協議書提出（事業者→県→国）

4月中※ 内示（内示後事業着手、年度内完了）

※ 事業着手予定月等により協議書提出時期、内示時期が異なる。

3 その他

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱等を参照してください。（県ホームページからダウンロードできます）

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/1272582117653.html>

- (2) 今回の要望調査は現在の制度内容をもとに照会を行うものであり、今後国の要綱改正等により条件が変更となる場合があります。

- (3) 補助を受けて整備した施設は、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄をしようとする場合は、事前に財産処分の手続きを行う必要があります。

詳細は県ホームページを御覧ください。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/1271196089338.html>

- (4) 補助対象となった建物に係る「根抵当権」の設定はできませんので、事業資金等の融資を検討する場合は御注意ください。

- (5) 「新潟県福祉のまちづくり条例」については整備マニュアル等で御確認ください。（県ホームページからダウンロードできます）

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/f-h21manual.html>

4 留意事項

- (1) 要望があった事業すべてが国協議対象となるものではありません。
- (2) 国協議の結果、事業が不採択となる場合があります。
- (3) 内示に際しては、以下の条件を付す予定ですので、御承知おきください。
 - ア 契約手続きは、新潟県が行う契約の取扱いに準じて行うこと。
 - イ 「新潟県福祉のまちづくり条例」等関係法令を遵守すること。
 - ウ 施設整備に係る契約において、一括下請けはさせないこと。
- (4) 令和2年6月の都市計画法（昭和43年法律第100号）等の改正により、令和4年4月から、災害レッドゾーン（都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地）における障害者支援施設等の開発（新規整備）ができなくなりました。

（参考）国土交通省HP

- 「「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について」

URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001406990.pdf

担当：新潟県福祉保健部障害福祉課 自立支援係 吉田 TEL：025-280-5918(直通) FAX：025-283-2062
--